

第6回「耕作放棄地対策研究会」議事概要

日時：平成20年10月3日（金）14：30～16：00

場所：農林水産省本館7階共用第10会議室

議題：（1）中間とりまとめ（案）

（2）その他

委員の主な意見

- ・（5ページ パラグラフ20）中山間地域を多く持つ農振エリアの耕作放棄地は、国土の保全上大事な農地であり、一気に農振農用地から外すというのではなく、農振農用地や保安林などの網をかけて保全をすることができるようにしたほうがいいのではないかと。
- ・（7ページ パラグラフ24）「自然的要因」の中で、土地条件、鳥獣被害とあるが、そこに“自然条件”を追加できないか。雪国では、雪解けが遅いと田植えができなくなり、干ばつになれば、用水が確保ができなくなるにより、耕作放棄地につながる。
- ・（7ページ パラグラフ25）表1の「耕作者（利用者）の視点」の中で、耕作放棄地を復田し水稻を栽培すると、生産調整面積が増えてしまうという側面があることを記述すべきではないかと。
- ・（10ページ パラグラフ31）「導入作物の検討、販路確保」で、販路確保だけでは終わらずに、“都市との連携”など消費者側の分担を具体的に記載して欲しい。
- ・（12ページ パラグラフ39）「米粉・飼料用米や麦、大豆等の生産拡大」に関連し、食料以外の、例えば、“バイオエタノール米の生産拡大”などがあるのもいいのではないかと。耕作放棄地対策ということであれば、総合的な土地利用を図るべきであり、中山間地域では良質な米が生産されることから、中山間地域では良質な米を生産して、生産調整田として平場でバイオエタノール米などを生産するという考え方もあるのではないかと。
- ・（15ページ パラグラフ48）“関係省庁との連携を取って対応する必要がある”というような文言があってもいいのではないかと。

- ・ 来年度に向けて耕作放棄地に対する支援メニューが出てきているが、各地域でいろんな取組方法、考え方があり、また、情報も持っている。年度途中でも制度、運用基準の見直しを行い、確実に耕作放棄地を解消するために柔軟な方法をとって欲しい。
- ・ (4 ページ パラグラフ 13 の後段) 「…依然として耕作放棄地は相当規模存在している…」とあるが、年々着実に増加していることから、年々増加しているということを明確に示すべきではないか。
- ・ (7 ページ パラグラフ 25) 表 1 で、「所有者の視点」の中に、農業に関心のない非農家が所有する耕作放棄地が増えているという実態があり、農林業センサスによると 5 ヶ年で増加した耕作放棄地の 7 割が、非農家が所有する耕作放棄地である。宮崎県でも 96% が非農家が持つ耕作放棄地になっている。そういったことをここに明記すべきではないか。農地相続に係る新たな法制度の整備など、相続する前に利用集積を図れるような強力な制度が必要といったところにも繋がってくる。
- ・ (7 ページ パラグラフ 25) 「耕作者（利用者）の視点」に、耕作放棄地の復旧に要する費用負担が大きいといったことがあるのではないか。優良農地ですら余っている状況の中で、さらに費用が必要ということになるとなかなか借り手が見つからなかったり、利用権の設定が進まないという実態がある。支援策において補助率などを十分検討して欲しい。
- ・ (16 ページ 参考 その他の課題) 農地制度改革については、今後進めて行くということだが、本研究会で整理された課題については、参考ではなく本文の中で一つの事項を起し整理すべきではないか。さらに、市町村に面的集積組織を整備して農地の委任や代理による利用集積を促進する取組を進めるということに記載して欲しい。
- ・ (9 ページ パラグラフ 29) 総務省において、農協の OB や農業委員会の委員など集落において様々な支援をする者として「集落支援員」という仕組みが作られたが、「取組主体」として大変大きな役割を果たすプレイヤーとして位置付けられるものと思われる。集落支援員の仕組みがあるということを知らしめるとともに、活用して欲しい。
- ・ (10 ページ パラグラフ 35) 保全管理に関連し、農外参入に係る保全管理の課題が出てきているのではないか。農外参入によって営農再開をされるとい

うことは最近しばしば見られるが、一方でこういう主体は判断が速く1～2年の営農で撤退するような状況もある。一時保全管理についてより強い記述があってもいいのではないか。

- ・ 今後、耕作放棄地の復元が何らかの形で指標化され、数値目標としてセットされることが望ましいのではないか。耕作放棄地の復元と、農地の確保、土地利用率の向上を総合化したような新しい指標が必要ではないか。食料自給率の向上と耕作放棄地の復元をより強く結びつけるような数字上の工夫も必要ではないか。
- ・ (15 ページ パラグラフ 48) 「…国民全体の認識を高めることが必要と考えられる。」とあるが、今の大人だけでなく、子ども達に地域、農村、国の現状を伝えるということも大事ではないか。教育現場では時間のかかるものだが、農村、農業体験などは広がりを見せており、そのような機会にただ体験でお米を作ったということだけではなく、今抱えているこの研究会の目的の部分を経験の中で同時に伝えていくという啓蒙も必要ではないか。
- ・ 今後の本質的な検討の中で、耕作放棄地対策の推進体制について、「多様な主体の参加」を前提とした協働的なネットワーク組織を活用しようということだけでなく、一番重要な中核をなす市町村、農業委員会などのパブリックセクターについて議論すべきではないか。これまで様々な制度がよくできているが、耕作放棄地が増えている原因として、パブリックセクターに問題点はないのか。例えば、農業委員会制度は今の時点で有効に機能しているのか。市町村長と行政委員会である農業委員会という2頭立てでやっていることについて本当に大丈夫なのか。平成の大合併で自治体の再編成が進んでいる中で、内部組織、行政委員会組織については必ずしも十分な議論がされていない。パブリックセクターの推進体制が今のままでいいのかどうかは今後の農地問題や農業政策の推進では大事なことはないか。
- ・ 市町村は耕作放棄地対策を行う上で重要な役割を占め、農地に一番近い自治体であるので、市町村へのインセンティブが必要ではないか。市町村の農業関係行政費の財政措置として農地の有効活用の実態に着目したような基本的な財政措置が強化されてもいいのではないか。つまり、一生懸命耕作放棄地の解消に取り組み、農地の有効利用に取り組んでいる市町村にはそれなりの財政的な支援が流れていくような仕組み。それでパブリックセクターを元気にし、効率化し、非パブリック・非公共的な組織とのパートナーシップ、ネットワークを組んで総合的にパワーアップしてやってもらうというような体

制が必要ではないか。今後の農業制度の検討の中でパブリックセクターの強化・見直しを含めてやっていただければと思う。

- ・ 農地の集約化において、他動的な要因がエクスキューズ、壁になり、その先の現実問題に進めないという雰囲気を感じる。農地の有効活用を考えるとそれを乗り越える何かとして、農地の資産課税の強化と裏腹に農業利用をやっている方々に対する減免措置などのような形の中で、農地を農地として使わない場合には所有権移転をスムーズに行えるような基本的な仕組みが必要ではないか。税制、農地制度の問題は複雑かと思うが、本人も農地所有者も無理しなくても所有権が移れるような円滑な仕組みを今後の検討の中で取り上げ、税制と農地制度の更なる取組を検討いただきたい。
- ・ 最終的には農業委員会、市町村が中心となってやっていかなければいけないということを実感している。一方で、国の食料自給率の向上ということでは、国、都道府県、市町村の役割を明確にすべき。
- ・ 各市町村で耕作放棄地の解消に当たるというアクションを起こす場合に、全国の市町村では、かなりの温度差がある。真剣に考えている市町村もあれば、まだまだという市町村もある。国を挙げての政策を進める上で、各市町村のレベルを均等にレベルアップするための対策も必要ではないか。
- ・ 推進体制について、市町村、農業委員会は予算がなく、人員もカットされている。国、県をあげて応援頂ければ、現場の市町村、農業委員会がもっと活動しやすくなると思う。
- ・ 遊休農地を無くし、それを農業生産に結びつけようとするのが大事だというのは分かるが、それ以外にも教育ファームや保全管理、景観のための利用などもある。それらのことに向けての対策というのが具体的に出てきていないのではないか。
- ・ 新しい指標を作るといえるのはとても大事なことだと感じる。農業関係者だけでなく、一般消費者も意味が分かる指標になると都市部を含む国民全体の認識を高めることに繋がるのではないか。指標化について残された課題としてでも明確にしたほうがいいのではないか。
- ・ 審議会や研究会における一般的な課題として、個別の農業に関わる主体がどう貢献してきたのか、誰が機能不全に陥ったのか、どういう役割をすべきな

のかということや、耕作放棄地問題で言えば、こういう実態があるとか、税をこうすべきであるといったことを、もうすこし、自由に書き込めるような研究会の姿にこれからなればいいと思う。耕作放棄地というテーマは農業に対して世の中の人たちの興味を引く絶好の材料。一般の人たちにいかにアピールできるか、読んでもらえるか、というような報告書になることを望む。

以 上